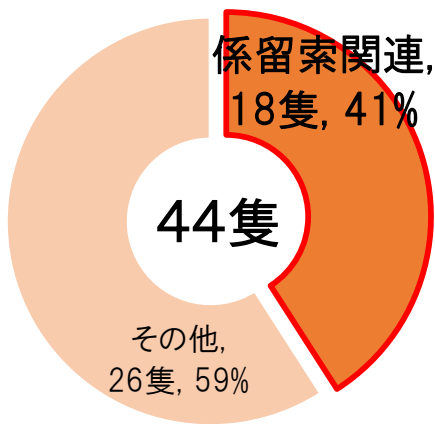


無人漂流多発!!

東北地方における漁船の無人漂流事故(H24-H28)



東北地方における漁船事故では、衝突事故が最も多く、次いで、**運航阻害事故**(無人漂流、燃料欠乏等)が多く発生しています。

運航阻害事故の中でも、特に**無人漂流**が多くなっています。

過去5年間で無人漂流となった漁船は44隻発生し、そのうち18隻は**係留索が切れたり、解けるなど、係留不備により**無人漂流に至ったものでした。

係留不備等で発生する無人漂流の対策

- 👉 係留状況を**定期的**に確認しましょう！
- 👉 係留索が古くなってきたら、**新しいものに交換**しましょう！
- 👉 荒天になる前に係留状況を**再度確認**しましょう！
- 👉 小型船を、長期間使用しない場合、又は、荒天が予想される場合は、できる限り「**陸揚げ**」しましょう！

第二管区海上保安本部 海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1
(代表) 022-363-0111
(直通) 022-365-9609



漁船かわら版

検索

救命胴衣着用義務範囲の拡大!!

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者に**ライフジャケットを着用**させることが船長の義務になります！

- ①水上オートバイ ②12歳未満の小児



- ③1人乗り小型漁船で漁労に従事する者



- ④小型船舶の暴露甲板の乗船者



改正前

着用義務

努力義務

改正後

着用義務



※④については、一定の要件を満たすことにより努力義務となる場合があります。

■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※ 処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

小型船舶操縦者法施行規則の一部改正

公布：平成29年2月1日

施行：平成30年2月1日

※ただし、違反点数の付与は「平成34年2月1日」から開始

H29 東北地方 漁船事故発生状況 (2月末現在)

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

2隻

0隻

0隻

0隻

0隻

0隻

死者・行方不明者数：4人